

をしてください。

■3月29日(金)までに、保険年金課、各総合支所、本庁の各支所へ。 国保年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

付加保険料を納付しませんか

老齢基礎年金の年金額は78万6500円(満額の場合)ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方は、毎月の保険料に付加保険料(400円)を上乗せして納付することができます。

付加年金の年金額は「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、40年間付加保険料を納付した方には9万6000円(200円×480月)が上乗せされ、合計88万2500円が支給されます。 ※金額は全て平成24年度額

65歳までの任意加入被保険者の方 ※国民年金基金の加入員の方は付加保険料の納付不可
▽下関年金事務所(☎238-0071)、市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課
▽高年齢者等住宅資金融資
▽市内に住所があり、金融機関の審査基準を満たす方で①か②に該当する方 ①60歳以上の方 ②障害者(身体障害者手帳1級、4級か療育手帳A)の方 ※①②の同居(予定も含む)の親族の方も可
▽対象工事Ⅱ高年齢者や障害者に配慮した住宅の新築、専用居室や利用に適した浴室、トイレなどを増築・改築・改造する工事、玄関から道路までの通路などのバリアフリー化工事、これらの工事に伴う用地取得 ※修繕を目的とする工事と融資予定通知前に着工した



気になる年金記録、再確認キャンペーン

1月末から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」がスタートしました。いまだ持ち主が確認できていない約2,200万件の記録が残っています。

自身の年金記録に、漏れや誤りがあるのではと心配な方は、相談してください。

●相談先 ▶ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル=(☎0570-058-555/平日 午前9時～午後8時、第2土曜日 午前9時～午後5時) ▶下関年金事務所=(☎222-5587/平日 午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日 午前9時30分～午後4時) ▶日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>) 国保年金課(☎231-1931)

場合は対象外 ▼融資額Ⅱ30万円、400万円 ▼融資利率Ⅱ年3・9%(うち保証料率2%)か年3・25%(うち保証料率1・35%) ※どちらも固定金利、取扱金融機関により異なる ▼融資期間Ⅱ10年以内 ▼返還方法Ⅱ元利均等月賦償還 ※連帯保証人が1人必要 国

住民票、所得証明書、土地・建物の登記簿、工事見積書、図面など 国必要書類を福祉政策課、各総合支所市民生活課へ。

▽豊北(☎782-1923) 国福祉政策課(☎231-1723)、各総合支所市民生活課 ▼菊川(☎287-4006) ▼豊田(☎766-2947) ▼豊浦(☎772-4020)

後期高齢者医療健康診査の受診を

▽平成24年12月31日までに後期高齢者医療制度の被保険者となった方(受診券を送付済み) 国3月31日(日)まで 国▽健診項目Ⅱ問診、診察、血液検査(貧血検査含む)、尿検査 ▼受診機関Ⅱ市内の各医療機関(受診券と一緒に一覧表を送付済み) ▼結果Ⅱ以下のいずれかの方法で通知 ①受診した健診機関から郵送 ②受診した健診機関で結果を説明 ▼受診券を紛失した場合Ⅱ被保険者証を持参して、保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所で受診券の再交付申請を。 国500円 国健康診

査受診券(オレンジ色の紙)、質問票(質問が記載してある紙)、後期高齢者医療被保険者証 国保年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

の割引額は、変更の予定 国2月28日(木)までに、口座を持っていない金融機関・郵便局で申し込みを。 ※前納の口座振替日は4月30日(火) 国下関年金事務所(☎238-0071)、市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課

国民健康保険料は必ず納期限までに

皆さんが病院などで診療を受けた時の医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。 特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書を交付することがあります。 保険料は必ず納期限内に納めましょう。 納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。

国民健康保険の出産育児一時金 直接支払制度をご存じですか

国民健康保険の被保険者が出産した時、医療機関へ直接出産育児一時金を支払うことができます。 国上限42万円 ※出産費用が42万円未満の場合、申請により差額を世帯主に支給 ※産科医療補償制度に加入しない医療機関で出産した場合、3万円を減算 ※出産日翌日から2年を経過した場合は支給不可 国国民健康保険証、印鑑、出産費用の内訳を記した領収明細書、合意文書 国保年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課

国民年金保険料の前納も口座振替がお得です

口座振替での前納は、1年度分(4月、翌年3月)か6カ月分(4月、9月分、10月、翌年3月分)があります。 現在は平成25年度の申込期間です。

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

国割引額(平成24年度) ▼1年度分現金での前納Ⅱ3190円 ▼1年度分口座振替での前納Ⅱ3770円 ▼6カ月分現金での前納Ⅱ730円 ▼6カ月分口座振替での前納Ⅱ1020円 ※平成25年度

国市内に住所がある昭和23年3月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービス希望する方 国介護保険被保険者証 国介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

国介護保険課(☎231-3184)